



# フロン排出抑制法の施行について

フロン類のライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を促すため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に名称が改められ、平成 27 年 4 月 1 日から全面施行されました。

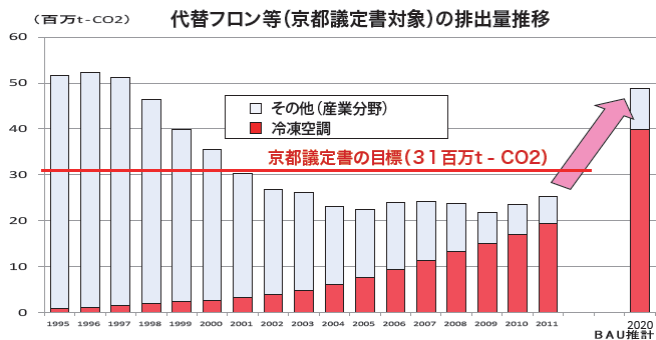
今般の改正により、フロン類（ガス）やフロン類使用機器の製造輸入業者及び業務用冷凍空調機器の管理者に対し、新たに規制が導入されました。

## 1 背景と改正の趣旨

近年、高い温室効果を持つ代替フロン（HFC）の排出が急増し、今後も増加が予測されます。

また、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品、以下「機器」という。）の廃棄時等のフロン類の回収率が 3 割程度と低迷していることに加え、使用時にも多量のフロン類が漏えいしていることが判明しました。

そのため、機器からの回収及び破壊にとどまらず、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を促すための措置を規定する改正が行われました。



出典：環境省・経済産業省・国土交通省「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」

## 2 法改正の主要内容

フロン類の製造から廃棄までの各段階の当事者の取組を促進するため、フロン類製造業者に対してフロン類製造削減計画の策定、フロン類使用製品製造業者等に対して使用するフロン類の転換のほか、機器の管理者に対しては、点検等による機器の適切な管理及びフロン類算定漏えい量の国への報告が求められます。

また、フロン類の充填業の登録及び再生業の許可制度が導入されるとともに、回収、充填、再生、破壊する業者に対して、各行程における処理内容の証明書の交付が義務付けられました。

ここでは、特に、機器の管理者に求められる取組について説明します。

### (1) 管理者が守るべき判断の基準

今回の改正により、新たに「管理者の判断の基準」が定められ、管理者は、当該基準を遵守する必要があります。

なお、管理者とは、機器の所有者その他機器の使用等の管理の責任を有する者とされており、機器の所有権又は管理権限の有無により判断されます。

#### 【管理者が守るべき判断の基準】

- ① 機器の適切な設置と使用環境の維持
- ② 点検（簡易点検、定期点検）の実施
- ③ フロン類が漏えいした場合の適切な対処（繰り返し充填の禁止）
- ④ 機器の点検・整備に関する記録・保存

表 簡易点検・定期点検の内容・頻度等

区分	対象機器		点検内容	点検頻度	点検実施者
簡易点検	すべての機器		・機器からの異常音、外観の損傷、磨耗、腐食、錆び、油漏れ、熱交換器の霜付きの有無 <冷蔵機器及び冷凍機器の場合> ・上記に加え、庫内温度の確認 ※ フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門点検(定期点検と同様の内容)を行う。	3ヶ月に1回以上	実施者の具体的な制限なし
定期点検	冷凍冷蔵機器	7.5kW以上	・知見を有する者による目視検査等を実施 ⇒実施結果により次に示す点検を行う。	1年に1回以上	機器管理に係る資格等を保有する者(社外・社内を問わない。)
	空調機器	50kW以上	<漏えい箇所が概ね特定できる場合> ・直接法 <sup>※1</sup> により点検を行う。	1年に1回以上	
		7.5kW以上 50kW未満	<その他の場合> ・間接法 <sup>※2</sup> 又は直接法を組み合わせた方法により点検を行う。	3年に1回以上	

※1 発泡液法、電子式漏えいガス検知装置法、蛍光剤法などによる点検

※2 蒸発圧力等が平常運転時に比べ異常値となっていないか、計測器等を用いた点検

## (2) フロン類算定漏えい量の報告

保有する機器からのフロン類算定漏えい量が、事業者又は事業所の単位で年間 1,000 トン以上(二酸化炭素換算)となる場合は、事業を所管する大臣に報告を行う必要があります。また、報告を行った事業者又は事業所名は公表されます。

なお、算定漏えい量は、次式のとおり整備の際に充填回収業者が交付する充填・回収証明書で把握できるフロン類漏えい量と、地球温暖化係数(GWP)を用いて計算します。

$$\text{算定漏えい量(t-CO}_2\text{)} = (\text{フロン類の種類ごとの(充填量)} - \text{整備時回収量}) \times \text{GWP)の合計}$$

### 【報告事項】

- ① 管理者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名
- ② 事業(百貨店、総合スーパーなど)
- ③ 前年度のフロン類算定漏えい量
- ④ ③のフロン類の種類・都道府県ごとの内訳
- ⑤ 前年度の実漏えい量及びそのフロン類の種類・都道府県ごとの内訳
- ⑥ 一の事業所における算定漏えい量が 1,000 (t-CO<sub>2</sub>) 以上の場合は、当該事業所ごとの名称、所在地、事業(の名称)、前年度の算定漏えい量及びそのフロン類の種類ごとの内訳並びに前年度の実漏えい量のフロン類の種類ごとの内訳



「環境省ホームページ フロン排出抑制法(平成27年4月施行)」

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)

「経済産業省ホームページ オゾン層保護・温暖化対策(フロン排出抑制法について)」

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html)